

別に定める事項

関係条項	内 容 屋根軽量化工事費補助
<p>第4条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震部分1号(耐震改修工事住宅概要書) 2 耐震診断結果報告書の写し(簡易耐震診断等) 3 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 4 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 5 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が代理申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類(所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) 6 様式第耐震部分3号(耐震工事業計画書) 7 所得証明書の写し(発行から一ヶ月以内かつ、最新の年度のもの) 8 納税証明書の写し(滞納がないことがわかる書類かつ、発行から一ヶ月以内) 9 住民票の写し(発行から一ヶ月以内) 10 屋根の軽量化工事に係る見積書の写し 11 住宅耐震改修に係る図書 <ol style="list-style-type: none"> (1) 付近見取り図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの) (2) 配置図 (3) 平面図、立面図(耐震改修前後) (4) 仕様書 (5) その他耐震改修工事内容が確認できる図書 12 既存住宅の屋根が土葺瓦と確認できる書類(立面図等に明示) 13 既存住宅が木造住宅と確認できる書類(建築確認済書、名寄帳、謄本等) 14 屋根軽量化工事に係る建築確認済証の写し(建築確認が必要な場合のみ) 15 改修工事を実施する事業者の兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し(マンションの場合を除く) 16 様式第耐震5-1号(耐震改修工事实績公表同意書) 17 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業に着手する前。</p>
<p>第7条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式第耐震部分2号(補助金算定・精算書) 2 交付決定通知書の写し 3 様式第耐震部分4号(耐震改修工事実施確認書) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び工事代金領収書の写し 5 屋根の軽量化工事費が確認できる書類(納品証明書等) 6 工事写真(工事前、工事中、工事完了後) ※着工前の屋根が土葺瓦であることが確認できるようにすること 7 様式第耐震5-2号(耐震改修工事实績公表内容報告書) 8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等)を記載したもの) <p>(指定期日) 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日。</p>
<p>第9条 (請求書)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民票の写し(発行から一ヶ月以内)